指揮隊車仕様書

平成２６年度

匝瑳市横芝光町消防組合

目　　次

第１章　概　要
　１）目　的　Ｐ３
　２）準　用　Ｐ３
　３）仕様の変更　Ｐ３
　４）仕様の承認　Ｐ３
　５）提出書類　Ｐ４
第２章　仕様一般
　１）シャーシ諸元　Ｐ５
　２）エンジン性能　Ｐ５
　３）主な装備品　Ｐ６
第３章　ぎ装
　１）車体ぎ装　Ｐ７
　２）消防専用電話装置（デジタル及びアナログ）、車輌動態位置管理装置（ＡＶＭ）載せ換え工事等　Ｐ１１
　３）運転室内装備　Ｐ１３
　４）後部室内設備　Ｐ１３
　５）その他の設備　Ｐ１６
　６）塗装、メッキ、車体標識等　Ｐ１７
第４章　検　　査　Ｐ１９
第５章　補　　足　Ｐ２０
別　表　Ｐ２２

指揮隊車仕様書

第１章　概要

１　目的

この仕様書は、匝瑳市横芝光町消防組合（以下「消防組合」という。）が平成２６年度に制作する指揮隊車（以下「車両」という。）のぎ装、性能及びこれらに関する必要事項について定める。

２　準用

ここで定める仕様のほかは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）及びこれら関係法令等の規格に適合したものとするほか、車両は、関東運輸局千葉陸運支局の検査に合格し、新規登録手続きを完了し、緊急自動車として千葉県公安員会の承認を得られたものを納入し、積載品及び附属品にあっても国及び消防庁で定める技術上の基準に適合したものとする。

３　仕様の変更

本車両のぎ装にあっては、使用の目的が十分達せられるよう製作し、技術上の変更を要する場合及び疑義のある場合は、随時消防組合と協議したのち、書面を提出し承認を得た場合のみ仕様の変更をすることができる。

４　仕様の承認

受注者は本仕様書に基づく工事が完全、かつ強固に施工できるよう事前に検討を行い、施工に「そご」がないよう確認する。特に、シャーシについては消防組合の承認後、制作にとりかかること。また受注者は、本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、全て消防組合の解釈に従うものとする。

５　提出書類

（１）受注者は製作に先立ち次のものをファイルに綴じて各２部提出して消防組合の承認を得ること（本契約後提出可能な時期に速やかに提出すること）。

ア　製作工程表

イ　設計図（５面図１／２０）※制作打合せ毎に、変更提出すること。

ウ　工程図

エ　取付品の取付要領図

オ　電気配線関係系統図

カ　契約金内訳書

キ　その他消防組合が指示するもの

（２）本契約後、打合せ議事録を受注者が作成し、消防組合担当者が指示する進捗状況を示す書類及び画像を定期的に提出すること。

（３）車両納入時には、次のものを製本の上各３部（指示あるものはその数）ファイルに綴じて提出すること。

ア　完成図（５面図１／２０）

イ　最終電気配線図

ウ　積載品・附属品及び車両取扱説明書　　１部

エ　車両及び装備品のトラブル時に対応する連絡先一覧表

オ　納品書（内訳書含む）　　１部

カ　写真（前面・左右側面・後面・上面、サービス版）　各３枚

キ　改造自動車等審査結果通知書の写し

ク　自動車検査証の写し

ケ　緊急自動車届出関係書類　　１式

コ　リサイクル券　　１部

サ　自賠責保険証（２５月）　　１部

シ　赤色警光灯等検査証明書　　１部

ス　その他消防組合が指示するもの

セ　ア～スの資料は、一括保管できるファイル等により提出すること。

（４）受注者が公表した標準取付品及び附属品は全て納入すること。ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては除くことができる。

第２章　仕様一般

１　シャーシ諸元

シャーシは、平成２６年度式ハイルーフ・ワンボックスタイプとし、主要諸元及び性能等は、次によるものとする。

（１）全長　　５，７００ｍｍ以下
（２）全幅　　１，９００ｍｍ以下
（３）全高　　２，５５０ｍｍ以下
（４）ホイールベース　　３，１５０ｍｍ以下
（５）室内長　　４，４００ｍｍ程度
（６）室内幅　　１，７００ｍｍ程度
（７）室内高　　１，８００ｍｍ以上
（８）最小回転半径　　６．１ｍ以下
（９）ホイール　車輌標準ホイール（スチール）スペアタイヤ付
（９）タイヤ　　１９５/８０Ｒ１５　１０７/１０５ＬＴラジアルタイヤ
（スペアタイヤ除く）※別途支給
(10) 乗車定員　　５名以上

２　エンジン性能

（１）エンジン　　４サイクルガソリンエンジン
（２）総排気量　　２，６５０ｃｃ以上
（３）最高出力　　１１０ｋW以上
（４）最大トルク　　２４０Ｎ・ｍ以上
（５）ミッション　　４速オートマチック以上
（６）バッテリー　　１２Ｖ－１２０ＡＨ以上

（７）オルタネーター　　１２Ｖ－１５０Ａ以上とする。

（８）駆動方式　　４輪駆動方式

３　主な装備品

（１）ディアルエアコン（フロントエアコン・リヤクーラー及びヒーター）

（２）パワーステアリング

（３）ＬＥＤヘッドランプ（ロービーム・オートレベリング機能付）

（４）フォグランプ

（５）ＳＤカーナビゲーション（１２セグ対応・バックモニター兼用）

※走行中でも、助手席より操作可能であること。

（６）電波時計（電池式不可）

（７）サイドバイザー

（８）マッドガード（全輪・成形型）

（９）ハイマウントストップランプ

（10）フロントアンダーミラー・リアアンダーミラー

（11）集中ドアロック

（12）キーレスエントリー（リモコンドアロック予備キー含む計３個）

（13）後退警報器（入切スイッチ付）

（14）ヒーター付メッキ電動格納式サイドミラー

（15）ＡＢＳ

（16）エアーバック（デュアルＳＲＳ）

（17）オートアイドリングＵＰ装置

（18）半ドア自動閉鎖装置（サイドスライドドア・バックドア）

（19）後部室換気用窓

（20）寒冷地仕様（バックランプは左右対で取り付けること）

（21）本仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の基準仕様書のとおりとする。

（22）前後ライセンスフレーム

第３章　ぎ装

１　車体ぎ装

（１）赤色警光灯

消防組合と協議し、赤色警光灯を下記の場所に取り付けること。

ア　車輌上部前後にビルトイン型散光式赤色警光灯（ＬＥＤ）を取り付けること。

イ　フロントバンパー部及びフロントグリル部に散光式赤色警光灯（ＬＥＤ）を取り付けること。

ウ　リアハッチ上部に赤色警光灯（ＬＥＤ）を取り付けること。

エ　リアハッチ開放時に点滅する構造とする停止表示灯（高輝度ＬＥＤ・点滅式）を２個取り付けること。

オ　パターン切替スイッチをＡＶＭの架台に別途指定する位置に別途指定する個数設けること。

（２）作業灯

車両側面上部左右各２箇所に架台を設けて作業灯を取り付けること。取り付け場所は、消防組合と協議すること。

また、スイッチは運転室及び後部室に取り付けること。（取付け位置別途協議）

（３）標識灯

車両左右側面上部に、スモールランプと連動埋め込み式標識灯（ＬＥＤ）を架台を設けて取り付けること。取り付け場所及び文字等は、消防組合と協議すること。

（４）リヤホイール灯

スモールランプと連動して点灯する後輪左右を照射するリヤホイール灯（ＬＥＤ）を後輪前側に取り付けること。

（５）ヘッドライト内ポジションランプ及びナンバー灯

ＬＥＤに交換すること。

（６）スライドドアー

ＯＮ・ＯＦＦスイッチ付ドア連動固定照明（ＬＥＤ）を取り付けること。

（７）バックドア

ア　跳ね上げ式ドアの場合に開閉ができるようにドア下部にハンドル及びストラップ等を取り付けること。

イ　跳ね上げ式ドア下部に人が接触する恐れがある部分に保護処理を行うこと。

ウ　ＯＮ・ＯＦＦスイッチ付ドア連動固定照明（ＬＥＤ）を２個取り付けること。

エ　角度調整式照明（ＬＥＤ）を取り付けること。

（８）運転室照明（ドア警告灯兼用）

車輌各ドア開放時の警告灯を兼ねた独立して点灯可能なＯＮ／ＯＦＦスイッチ照明（ＬＥＤ）を運転室内に２個装備すること。助手席側には暗幕を設けること。

（９）室内照明灯

後部室の天井及びテーブル上面に室内を十分に照射できるＯＮ／ＯＦＦスイッチ付照明（ＬＥＤ）を必要個数取り付けること。

(10) 収納庫内照明

収納庫に、イグニッションスイッチがＯＮのみ点灯可能なバックドア開放連動スイッチ付照明（ＬＥＤ）を必要個数取り付けること。

(11) 電子サイレン

ア　音声合成サイレンは、警鐘付５０W以上とし、モーターサイレン音付とすること（作業表示用パイロットランプ付）。

イ　サイレンアンプの取付け位置は、運転席及び助手席双方から容易に操作できる位置とすること。

ウ　車両のイグニッションスイッチのＡＣＣで接・ＬＯＣＫで断ができること。

エ　ハンドマイク（音声合成機能付き・フック等で固定）を附属すること。

オ　ワイヤレスマイク（１本）を使用し、車輌スピーカーから、広報が流

せるようにすること

カ　スピーカー（50W型程度）はフロントバンパー内のフォグランプ等の交換に邪魔にならないような場所に設けること。

なお、スピーカーは、ボリューム調整機能付として音量を自由に調整できること。

キ　電子サイレン吹鳴時には、全ての赤色警光灯の点灯と連動するものであること。なお、ハンドマイク使用時でも吹鳴音が継続可能とする。また、電子サイレン吹鳴時に、車輌のハンドルのクラクションに連動して渋滞通過広報を流せるように配線し、ハンドル付近に運転に支障のない限り高い位置にバックライト及び作動確認ランプ付オルタネート型プッシュスイッチ又はスナップスイッチを使用し交差点進入広報を流せるようにすること。

ク　出動時には、1つのボタンで出動予告から徐々に音量を上昇させ、同時に赤色警光灯を点滅させること。なお、火災用、その他災害用にそれぞれ独立したボタンを運転席及び助手席から容易に操作できるよう設けること。

ケ　ウインカーに連動して、音声合成によるメッセ―ジを流すこと。

コ　音声合成装置のメッセージ内容は５種類以上とする。追加のメッセージの詳細は消防組合と協議すること。

(12) 自動吹鳴装置付モーターサイレン（大阪サイレン製５ＳＡ型）

モーターサイレンをフロントバンパー内にフォグランプ等の交換に邪魔にならない場所に設けること。

スイッチは、運転席には、運転に支障のない限り高い位置にバックライト及び作動確認ランプ付オルタネート型プッシュスイッチ又はスナップスイッチを使用し、助手席側は、足踏み式スイッチを使用すること。

(13) バッテリー

ア　必要電力量に余裕をもった容量とする。

イ　使用する電球等は、極力ＬＥＤを使用し、バッテリーへの負荷を軽減させること

ウ　バッテリー収納部は、容易に点検整備を行なうことができる構造とする。

エ　バッテリー全自動管理器（（有）七宝電子工業ずぼら充電器）を積載し、車輌バッテリーを充電するとともに、エンジン稼働時及び外部電源入力時（作動確認パイロットランプ付）のみＡＣ１００Ｖ入力コネクターから資機材を充電できるようにするとともに、外部電源入力時はエンジンの始動は出来ない（警報音）等の安全措置をとること。また、車両への差込口は、走行状態になった時に抜き忘れ防止のためコンセントが飛び出す方式とすること（コード長１０m）とすること。なお、コンセントプラグには衝撃による破損防止措置をすること。（防水コンセント取付け位置別途協議）

(14) インバーター

インバーター容量は正弦波５０／６０Ｈｚ用６００W以上スイッチ付とすること。

(15) コンセント

ア　コンセントの電気は、消防組合の資機材に必要な電気容量、電気的性質等を十分確保すること。

イ　室内ＤＣ１２Ｖ用コンセントは２個以上取り付けること。なお、電源はイグニッションスイッチのＡＣＣで接・ＬＯＣＫで断ができること。

ウ　ＡＣ１００Ｖ用コンセントは室内２口３箇所以上、車外に設ける外部出力（抜け止め・雨蓋付き）は２口１箇所以上とする。

エ　各コンセントの電圧は、大きな負荷の変動があった場合でも電圧変動を最小限にすること。

オ　各コンセントには、電源の種別、使用可能電力量等の表示をコンセント取付部に明記すること。

(16) ヒューズ

ぎ装部分に使用するヒューズは、スライド型サーキットプロテクタ式とし、回路が遮断された時は、容易に確認ができる物であること。

また、各ヒューズ毎に名称、アンペア数を明記すること。

(17) ヒューズボックス

標準装備のほか、ヒューズボックスを増設し、取り付ける機器は全てヒューズを通し配線するとともに、整備性を考慮した位置に取り付けること。

また、各ヒューズ毎に名称、アンペア数を明記すること。

(18) マップランプ

助手席付近に１個（ＬＥＤ）を取り付けること。

(19) 後退警報器

Ｒレンジ連動の入切スイッチ付き後退警報器（女性の音声付）を取り付けること。

(20) 集中スイッチ

スイッチは、大阪サイレン製１０連スイッチを用い、操作しやすい位置に体裁よく設けること。

また、バックライト等使用し夜間でも位置等が確認できるようにすること。

(21) 窓

運転室以外の窓にフィルム及び後部室囲うカーテンをすること（濃度等別途協議）。

(22) 指揮隊表示用旗立

指揮隊表示用旗立を車輌助手席側に設けること（別途協議）。

２　消防専用電話装置（デジタル及びアナログ）、車両動態位置管理装置（ＡＶＭ）載せ替え工事等

（１）無線機及びＡＶＭ端末装置

ア　消防組合が使用するデジタル及びアナログ無線機（ハンドセット含む）及びＡＶＭ端末装置の移設工事を消防組合指定業者と打合せ後受注者の負担にて行うこと。（デジタル及びアナログ無線機（ハンドセット）及びＡＶＭ端末装置については現有車輌からの載せ換え。無線機アンテナ、アンテナ配線、スピーカー、電源配線、ＡＶＭ端末装置用アンテナ、アンテナ配線、ＧＰＳアンテナ及びケーブル、制御装置や表示装置など各装置を繋ぐ配線及び電源配線等は、新品を使用すること。）

イ　無線機及びＡＶＭ端末装置は、運転席及び助手席から架台等又はダッシュボードに埋め込むなど体裁良く容易に操作できる位置に取り付けること（別途指示）。また、架台には、運転中操作できない部分に、警光灯のパターン切替スイッチを別途指定する個数設けること。

ウ　無線機の電源は、バッテリーからヒューズ等を経由しスナップスイッチを設けて接続及び断ができるよう、バッテリーから直接取ること。

エ　ＡＶＭの電源は、イグニッションスイッチのＡＣＣで接・ＬＯＣＫで断ができること。

オ　無線機及びＡＶＭアンテナは、ルーフトップ型固定式としルーフの雨どい又はルーフに必要に応じて架台等を用いて取付け、同軸ケーブル（５Ｄ）を天井内張り内に通すこと。また、ターミナル部の配線接続は、圧着端子を使用し、配線はすべて保護のためチューブを通すこと 。 配線は各系統別に色別し、貫通部には、プッシングゴムを取り付け、通線穴には雨除けの覆い等を設けること。ケーブル敷設は極力露出のないように適切に行い、端末はコネクターを取付けること。

カ　無線機スピーカーは、運転室及び後部室内でも容易に音声が聞き取れる場所及び必要個数を埋め込み式等で体裁良く取り付けること。

また、内部・外部で聞き取れる音量であり、外部切替えスイッチを運転席から操作できる場所に取り付けること。

ハンドセットは、固定金具を介して運転室及び後部室内の別途指定する場所に、「匝瑳本部指揮統１」と白文字のカッティングシートを丸ゴシック体で貼り付けること。カッティングシートのサイズは可能な限り大きくすること。

（２）無線障害等の措置

ア　車体構造がＦＲＰ製にあっては、電波障害対策を十分に行うこと。

イ　無線障害(雑音)防止のため、ボディーとドア、ラジエーター、エンジン周り、オルタネーター、ミッション、排気管、サスペンション等の要所にアースボンディング等を行うこと。

ウ　無線用機器類の設置により他の装置及び車両の保守点検に支障が生じないもので、無線装置用アンテナの台座取り付け位置には車体内側に点検口を設けること。

エ　事故防止のため、電源ケーブルのバッテリー側にはヒューズ等の安全措置を施すこと。又は、ヒュージブリンクを設置すること。

オ　無線機及びＡＶＭ端末装置の取り付けについては、消防用特殊装備のため、受注者は消防組合と打ち合わせを綿密に行い工事に支障ないようにすること。

３　運転室内設備

（１）運転室上部に収納ネットを２箇所取り付けること。

（２）運転席と助手席の間に、エンジン部の点検時には容易に取り外しが可能な設置可能最大限の地図入れを設けること

（３）運転席後部に運転席シートスライドに支障がない最大限の物入れを取り付けること。

（４）運転席及び助手席それぞれ独立した席とし、滑りにくい良質ビニール製とする。

（５）ヘルメットを掛けられるようなフックを４個以上設けること。（位置等別途協議）

４　後部室内設備

後部室内設備については、消防組合と下記の内容を検討協議の上制作すること。

（１）後部車室の床は、次の通りとする。

後部車室の収納庫と前部車室の間は標準床高とし、構造用合板等を張り、その上に仕上げ材（ロンリューム）を張ること。壁面及び床との接合部は、防水コーキング処理を施し水拭き及び清掃に適した防水仕上げとすること。

なお、床に水等が溜まらない措置を施すこと。

（２）座席

ア　座席は、滑りにくい良質ビニールレザー張りとすること。

イ　座席には、シートベルトが装着されていること。

ウ　後部座席は、２人掛け席を１席取付け、背もたれの角度が１人ずつ切換えできる構造とすること。また、その２人掛け席の左側に折り畳み式補助席を１席以上設け、取付位置については、資機材収納棚等の位置により別途指示。

（３）テーブル

運転室と後部室間にテーブルを設置し、その高さ、形状及び幅は、資機材、後部座席の高さと幅により調整を図ること（別途協議）。

（４）ストレッチャー型指揮台

ア　後部扉から、ロールイン式によりワンタッチで容易に取り出す事ができるようにすること。

イ　指揮盤の表面板は、マグネット式とし、透明シート付とすること。

ウ　表面板の裏側には、収納できる引出しを取り付けること。

エ　指揮盤の大きさは、使用時2,000ｍｍ×800ｍｍ程度とし、角に現場指揮旗固定用金具を取り付けること。

オ　アルミ等、軽量素材で製作し、極力軽量化するとともに、全体の重量配分も考慮すること。

カ　発動発電機及び車両電源より電源を供給し、コンセントを１２Ｖ１箇所、１００Ｖ２箇所設け、無線機またはＡＣコンセントで使用できるようインバーターを取り付けること。３ｍ以上のキャプタイヤを収納出来るようにすること。

キ　電波時計及び方位磁石を取り付けること。

ク　指揮隊表示灯として、取り外し可能な小型青色灯を旗立に取り付けること。

（５）ストレッチャー型指揮台収納ボックス

ア　指揮台収納ボックスは、十分な強度をもたせること。

イ　指揮台を固定させる装置を取り付けること。

ウ　出し入れの際にボディーと当たるおそれのある部分については、ステンレス板を取り付け、出し入れをスムーズにさせる三方ローラーを左右に取り付けるなどの配慮すること。

エ　工具を用いないで開閉可能な点検口を設けること。

（６）資器材収納ボックス

ア　消防活動上必要な資器材を使い易いように収納するための棚等をテーブル上部及び下部並びに指揮台収納ボックス上に設置すること（別途協議）。

イ　棚等の詳細な仕様については、積載する資器材に対応するように製作すること。

ウ　各扉及び引き出しは、走行中の振動、収納物品の移動等により開放することがないように、飛び出し防止機能が付いていること。

エ　外面及び内面には、鋭利な突起部等がないようにすること。やむを得ず鋭利部分が生ずる場合は、危害防止のため丸みをつけるか、緩衝材（パッド等）を取り付けること。

オ　収納棚の内面には緩衝材を取り付けること。

カ　底面には、滑り止め材を取り付けること。

キ　収納棚の扉が下開き式の場合は片手で開閉と扉の固定が容易にできること。

ク　扉は十分な強度を有すること。

ケ　ボックスは、乗降時、着座時、引き出し開放時及び車両整備作業において支障のないものとすること。

コ　エアコンの室内機の整備に支障がない構造であること。

サ　呼吸器用クイックホルダー（モリタ製・支給品）及びフックを将来取り付けられるように、取付け穴及びナットを収納棚に取り付けること。取付けできない場合は、収納ボックスを制作して収納すること。

（７）照明器具及び発電機固定装置

後部ハッチバックドアから照明器具及び発電機を容易に取り出せる引出式固定装置を取り付けること。

また、油脂分が滴下し浸食しないよう床面等をステンレス板とすること。

（８）ネット

資機材を入れられるように、後部室のルーフ及びルーフサイドにネットを設けること（位置個数等別途協議）

（９）パイプ

ルーフ又は資機材収納庫に、防火衣等をつりさげられるようなできるだけ長いパイプにチューブ付Ｓフック６個以上を設けること。

(10) 手摺り

各ドア及び資機材収納庫には、乗降及び資機材取り出し時に体を安定させる為の取っ手を設けること。

(11) デジタル電波時計

車内の見やすい位置に自光式又はバックライト式デジタル電波時計を取り付けること。なお、電源供給は車両から行う事。

(12) ホワイトボード

車内外に、ホワイトボードを掛けられるようにすること。

５　その他の設備

（１）クロムメッキの消防章をフロントグリル中央上部に設け堅固に取り付けること。

（２）取り出しやすい位置に、レスキューセット（バール、シートベルトカッター、ガラスカッター、万能斧）を収納すること。なお、収容物が振動により移動しない構造とすること。

（３）走行中でも助手席から操作できる１２セグＳＤカーナビゲーション（バックアイモニター付）を見やすい位置に取り付けること（取付位置等は別途協議）。

また、バックアイカメラは後部ナンバー上部付近に取り付けること。

（４）ヘルメット及び防火衣を掛けるパイプを設け、フックを後部室に５箇所以上取り付けること。なお、強度の確保及び補強を十分行うこと。

（５）各機器のスイッチ類は、運転席と助手席の中間ダッシュボード部及びオーバーヘッドコンソールに集中して取り付けること。

（６）自動車用消火器にあっては、粉末消火器４型を容易に取出すことができる位置に固定金具を介して堅固に取り付けること（別途協議）。

（７）保護用当て板等

ア　乗降口付近の床面、積載又は収納器具、物品の固定部分等で、乗降時の足乗せ、器具、物品の着脱時の衝突、積載又は収納中の器具、物品との接触等により、車内の内張り材料や塗装面等が傷つき又は傷つく恐れのある部分には、アルミ保護板等による保護及び足掛け部等には滑り止め処置をすること。

イ　各器具等の固定装置取付け部、固定装置、相当の荷重がかかる部分の側壁等には所要部分に十分な補強を施し、走行中の振動に耐えられる強度を有すること。

ウ　後部室内等の所要部分には、衝撃緩衝用の保護材料を使用し、車内での事故防止措置がなされていること。

エ　リヤバックドア後部ステップは取外し、バン用リヤバンパーに交換し、リヤバンパー上面には、滑り止め処理(防滑製品の貼り付け等)を施すこと。

オ　床材等の工作部分の隙間は、仕切り金具又は充填剤による防水処置を完全に施すこと。

カ　各操作ボタン、スイッチ類等には、名称等を明示したプレートを取り付け、可能な限りバックライト及び作動ランプを設けること。

キ　サイドバイザーは、運転室両側の窓に取り付けること。

コ　屋根上取付け品工事は、補強及び防水処置を完全にすること。

サ　サンバイザー、ゴムマット、安全装置等は車両固有の仕様とすること。

６　塗装、メッキ、車体標識等

（１）塗装及びメッキ

ア　長期間の仕様及び塩害（凍結防止剤）から車両を保護できるものであること。なお、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装（黒色）とする。

イ　車体外面は消防専用朱色のウレタン塗装または同等品を使用し、入念に塗装し、車内の塗装必要部分も同色とする。なお、ラジエターグリル、ドアノブ、ライセンスガーニッシュ及びミラーは車両固有とする。

ウ　納入後１年以内に塗装部分、メッキ部分等に消防組合の責と認められない原因により、変色、亀裂、はがれ及び浮き上がりが生じたときは、再塗装、再メッキ処理等を行うこと。

エ　下記のものには、メッキ塗装すること。

①ドアミラー

②フロントグリル

③ドアノブ

④リヤライセンスガーニッシュ

（２）車体標識

ア　両側側面及び後部面に「匝瑳市横芝光町消防組合」と記入する。文字は、１２０ｍｍ×１２０ｍｍ程度の、白色丸ゴシック体の耐水性カッティングシートで三面とも左書きにより記入し、貼り付けること（別途指示）。

イ　車両前部助手席側に１２０ｍｍ角の白色丸ゴシック体で「指揮」と耐水性カッティングシートで貼り付けること（別途指示）。

ウ　車両前部左右ドア２箇所に１８０ｍｍ角の白色丸ゴシック体で「指揮隊」と耐水性カッティングシートで貼り付けること（別途指示）。

エ　車両前後部上部に１８０ｍｍ角の白色丸ゴシック体で「ＦＩＲＥ　ＣＯＭＭＡＮＤ」と耐水性カッティングシートで貼り付けること（別途指示）。

オ　対空標示は、車両上部に白色丸ゴシック体で「匝瑳指揮統１」と縦書きとする。耐水性カッティングシートで貼り付けること。なお、記入文

字の大きさは、車両の上部に可能な限り大きく標示すること（別途指示）。

カ　消防組合の指定する文字及びデザインを耐久性カッティングシートで施すこと（別途指示）。

キ　積載品及び附属品に、黒色または白色で「匝瑳指揮」と記入すること（ステッカーまたはカッティング可）

ク　各記入文字については、塗装終了後に配置、大きさ等について再度協議すること。

第３章　検査

（１）消防組合に提出した製作工程表に基づき、消防組合職員の立会いのもと検査を受けられる状態で日程を組むこと。

（２）検査依頼は、実施予定日のおおむね１４日前までに消防組合に書面により提出すること。

（３）検査に当たっては、営業及び設計担当者が必ず立会うこと。

（４）検査の種類

ア　中間検査　　外部塗装前で各装備品が仮設置できる時点とする。

イ　完成検査　　本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する。

①ぎ装全体の検査

②附属品数及び機能検査

③各装備及び消防資機材の検査

ウ　その他消防組合が必要と認めた時に実施する。

エ　検査不合格の場合には、次のとおりとする。

①不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出すること。

②不具合等の内容及び改善対策事項をおおむね１４日以内に実施すること。

③前記①で提出された書類については、消防組合が改善対策事項を承認した後、再検査を受けること。（発生した必要な経費は受注者の負担とする）

第４章　補足

１　その他

（１）車両の登録、各種申請及び納入は受注者が行い、納入場所は消防組合が指定した場所とする。

なお、車両ナンバーについては、登録時の西暦「２０１５」とし、納車日前に車両に撥水コーティング加工を施し、燃料は車輌及び資機材共に満タンの状態で納入すること。

また、次の項目について、受注者が、代行し、検査等を伴うものにあっては合格後に納入すること。

ア　消防組合が指定する車両に関して、廃車手続き引き取り等は受注者の負担で行うこと。

イ　千葉県公安委員会の緊急自動車の指定申請（届出）に関すること。

ウ　関東陸運支局の車体検査登録に関すること。

エ　車輌の新規登録に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料（２５月）及びリサイクル料については、当消防組合の負担とする。

（２）製作・設計に当たり、権利上又はその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。

（３）本車両の納入に当たり、車両（積載品等含む）の取扱説明を消防組合の指定する下記の場所及び期間に行うものとし、これに必要な経費（資料等を含む）は、受注者の負担とする。

ア　納入場所　千葉県匝瑳市八日市場ホ７１５番地
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部

イ　納入期限　平成２７年３月３１日（火）

（４）保証期間は、完成車の納入日から１年間とする。ただし、保証期間後といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合等が生じた場合には無償で交換、部品の取替え、又は、修理等を行うこと（メーカーにより保証期間が１年以上である場合にはその期間とする）。

（５）本仕様書に定めのない事項においても、製作上当然必要と思われるもの、あるいは、受注者が公表している標準仕様については、それを施行するものとする。

　また、シャーシメーカー及び装備品等メーカーの標準仕様についても同様とする。

（６）本仕様書の解釈について、消防組合に確認せずに施工したものついては全て無効とし、再度製作すること。

　また、設計並びに製作中に疑義が生じた場合には、その都度消防組合と協議すること。

（７）エンジンキー（キーレスエントリー）及びボックス等の施錠の鍵は、すべて一種３組とする。

（８）装備品及び積載品は、その機能を全て使用することができる附属品を付けて納入すること。